

持続可能な公共交通の実現支援補助金公募要領

■ 申請書の提出期限【事前申請】

締 切：令和 7 年 9 月 1 日（月） 午後 5 時（必着）

- ※ 令和 7 年 4 月 1 日（火）以降に見積・発注し令和 8 年 1 月 31 日（土）までに支出が完了している経費が補助対象です。
- ※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

■ 補助事業実績報告書の提出先

【令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 10 月 31 日（金）までに事業終了しているもの】
前期締切：令和 7 年 11 月 28 日（金） 午後 5 時（必着）

【令和 7 年 11 月 1 日（土）～令和 8 年 1 月 31 日（土）までに事業終了しているもの】
後期締切：令和 8 年 2 月 6 日（金） 午後 5 時（必着）

一般社団法人 広島県タクシー協会

○ 所在地：〒733-0036 広島市西区観音新町 1 丁目 7 番 71 号

○ 提出方法

- ① 郵送申請：〒733-0036 広島市西区観音新町 1 丁目 7 番 71 号
一般社団法人 広島県タクシー協会 宛て
- ② E-mail：hiroshimajizoku-taxi@biscuit.ocn.ne.jp
- ③ 持参申請
受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00 月～金曜日（土日祝を除く）

■ 問合せ先

一般社団法人 広島県タクシー協会

○ 電話：082-233-9155

○ E-mail：hiroshimajizoku-taxi@biscuit.ocn.ne.jp

○ 受付時間：9:30～12:00、13:00～16:30 月～金曜日（土日祝を除く）

一部改正：令和 7 年 6 月 26 日

《 目 次 》

I	事業概要	3
1	目的	3
2	対象事業者	3
3	補助対象期間	3
4	要望調査	3
5	申請期限	3
6	対象事業及び対象経費	4
7	補助率及び補助上限・下限額	5
II	申請概要	6
1	要望調査提出期限	6
2	申請書提出期限【要事前申請】	6
3	補助事業実績報告書の提出期限	6
4	申請の流れ及び提出書類	6
III	事業実施	9
1	事業実施等について	9
2	補助事業者の義務等	9
IV	その他の留意事項	9

I 事業概要

1 目的

燃油価格の高騰により、厳しい経営環境にある公共交通事業者に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した環境対策等の取組を支援することにより、持続可能な「公共交通」の実現を図ることを目的としています。

2 対象事業者

次のいずれにも該当するもの。

- ① 広島県内に本社、支社及び営業所を置く、道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた法人事業者、又は「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ乗合タクシー車両（乗車定員 11 人未満の車両。以下、「乗合車両」という。）を使用し事業を行っている法人事業者（以下、「事業者」という。）であること。

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の営業所（支社）名で補助申請ができること。

また、以下の②～⑦のすべてを満たすことが必要です。

- ② 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- ③ 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- ④ 国、県、一般社団法人広島県タクシー協会（以下「協会」）が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 国税及び県税に未納がないこと。
- ⑦ 事業継続の意思があること。

3 補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで

※ 原則対象期間内に発注、支払いが完了した経費が補助対象となります。

※ 都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和 8 年 2 月 **27 日（金）** までに納品が確実と認められるものに限り、概算払い等個別相談対応させていただきます。

4 要望調査

締切：令和 7 年 6 月 30 日（月） 午後 5 時（必着）

5 申請期限【事前申請】

締切：令和 7 年 9 月 1 日（月） 午後 5 時（必着）

6 対象事業及び対象経費

次に掲げる事業の実施に要した経費

① 環境対策

乗合タクシー車両の購入・更新

- ・令和2年度燃費基準達成車以上の車両（中古を含む）

※市町の交通計画に位置づけられていることが条件となります。

乗用タクシー車両の購入・更新

- ・令和2年度燃費基準達成車以上の車両（中古を含む）

※広島県中山間地域振興条例で定める中山間地域に本社を置く事業者のみ対象となります。

（離島振興法、山村振興法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法の指定地域）

※車両購入・更新の場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。なお、購入されたものについて、交付対象とならない場合があります。

※今年度は、リース契約車両も対象になりました。但し、今年度が契約初年度で、令和8年1月31日（土）までに支払った経費が補助対象です。

② デジタル化対策

デジタル化対策に資するもの

《事 例》

- ・デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）の導入
- ・遠隔点呼システムの導入
- ・配車システムの導入
- ・デジタル掲示板（車内）の導入
- ・キャッシュレス決済システム・車載器の導入 など

※デジタル化対策についても、リース契約が対象となりました。但し、今年度が契約初年度で、令和8年1月31日（土）までに支払った経費が補助対象です。

③ 人手不足対策（女性採用に特化したもの）

人材不足対策に資するもの

《事 例》（主に女性採用に関連付けたもので次の事例）

- ・女性専用のトイレ・更衣室・休憩室の整備及び整備に伴う備品の購入
- ・環境整備に伴うイメージアップを図るための動画やパンフレットの作成

※その他、協会が認める経費

○補助対象とならない経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ① 広島県内の営業区域の乗用又は乗合事業以外の事業に供する車両等に掛かる経費
- ② 間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）
- ③ 対象期間外に支出した経費

- ④ 既存機器更新等に要した経費
- ⑤ ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）
- ⑥ 雇用に係る経費
- ⑦ 不動産購入に係る経費
- ⑧ 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- ⑨ その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

○消費税等の取扱について

消費税等は補助対象となりません。

補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額（※）の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めることになります。

7 補助率及び補助上限額

[環境対策（車両購入）]

補助対象事業費の9/10以内

補助金上限額：1社200万円（乗合タクシー車両）※1事業者あたりの保有台数は問わない

1社100万円（乗用タクシー車両）※1事業者あたりの保有台数は問わない

※ 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とします。

※ 全体の予算枠を超過する場合は調整（減額）する場合があります。

※令和2年度燃費基準達成車以上の車両が対象です。

※乗合車両は、運行する路線・デマンド交通が市町の交通計画に位置づけられていることが条件です。

※乗用車両は、広島県中山間地域振興条例で定める中山間地域に本社を置く事業者に限ります。

※リース契約については、今年度が契約初年度で令和8年1月31日（土）までに支払った経費が補助対象です。

[デジタル化対策]

補助対象事業費の2/3以内

補助金上限額：自社の所有する広島県内の営業区域の乗用事業に供する車両×2万円

※ 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とします。

※ 全体の予算枠を超過する場合は調整（減額）する場合があります。

※リース契約については、今年度が契約初年度で令和8年1月31日（土）までに支払った経費が補助対象です。

[人手不足対策]

補助対象事業費の2/3以内

補助金上限額：1施設あたり200万円 ※1事業者あたりの保有台数は問わない

※ 整備する施設数の上限は設けませんが、全体の予算枠を超過する場合は調整（減額）する可

能性があります。

※ 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とします。

【環境対策（車両購入）】【デジタル化対策】【人手不足対策】の併用は可能です。

Ⅱ 申請等概要

1 要望調査提出期限

締切：令和7年6月30日（月） 午後5時（必着）

2 申請書提出期限【事前申請】

締切：令和7年9月1日（月） 午後5時（必着）

3 補助事業実績報告書の提出期限

【令和7年10月31日（金）までに事業終了しているもの】

前期締切：令和7年11月28日（金） 午後5時（必着）

【令和8年1月31日（土）までに事業終了しているもの】

後期締切：令和8年2月6日（金） 午後5時（必着）

※ 令和7年4月1日（火）以降に見積・発注し令和8年1月31日（土）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

4 申請の流れ及び提出書類

補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

（1）申請方法

① 提出先：一般社団法人 広島県タクシー協会

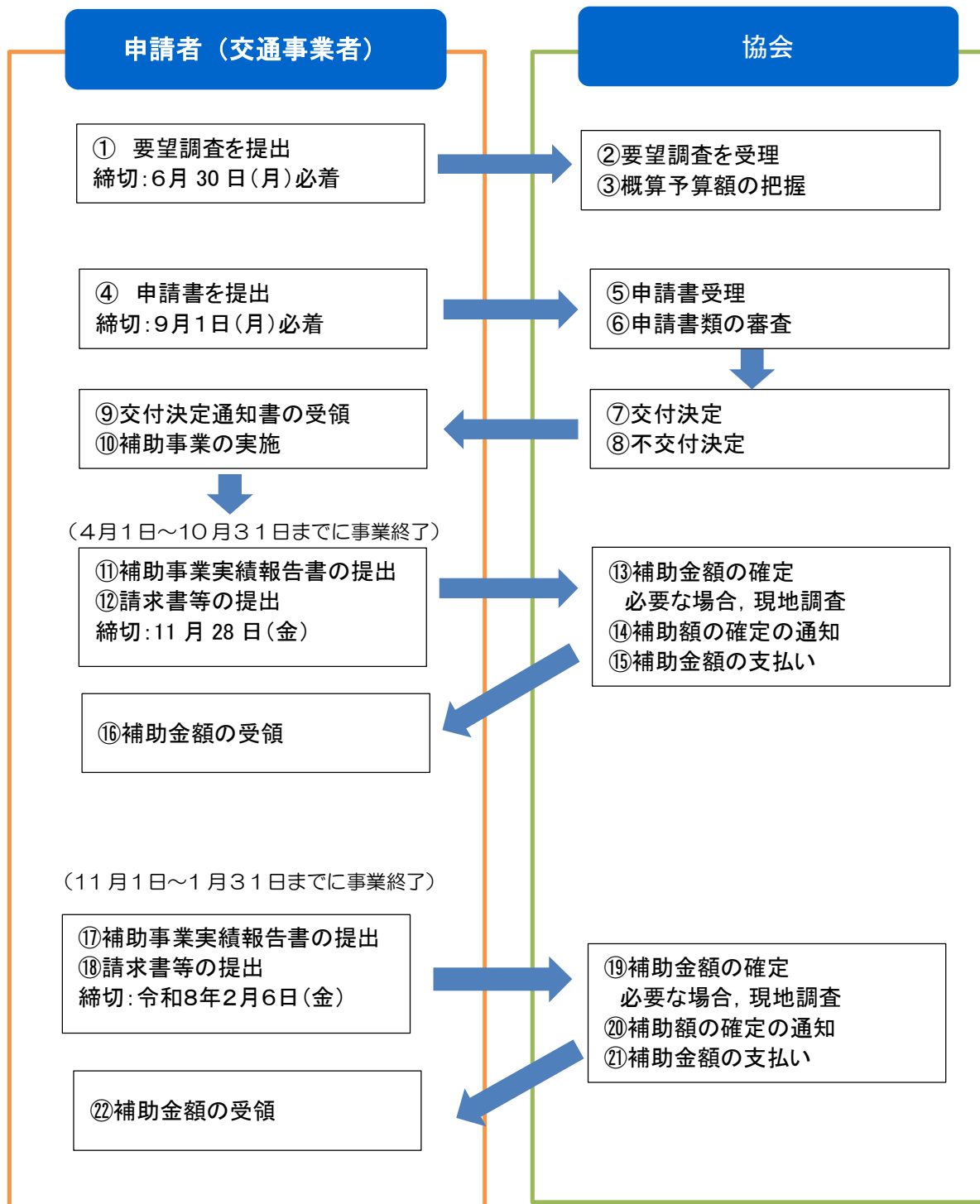
〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目7番71号

② E-mail：hiroshimajizoku-taxi@biscuit.ocn.ne.jp

③ 持参（持参の場合は、月～金曜日（祝日を除く）に限り受理します。）

受付時間：9：30～12：00 13：00～17：00 月～金曜日（土日祝を除く）

(2) 申請フロー



【提出書類】

1 事前申請時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書	別記様式第1号
② 事業計画及び経費積算内訳書	別記様式第1号 別紙1
③ 誓約書	別紙3
④ 年間輸送実績報告書（R6年度）の写し 第4号様式（第2条関係）第1表 ※ デジタル化対策事業に限る	添付すること
⑤ 見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を 補足・説明する資料	必要に応じて添付すること

2 実績報告・支払い請求時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助 事業実績報告書	別記様式第4号
② 事業報告及び経費支出内訳 振込希望口座情報	別記様式第4号 別紙1 別記様式第4号 別紙2
③ 支出内容が確認できる資料（写しでも可） （納品書又は請求書、領収書） ※1 1月31日までの支払いとなっているもの ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっている もの（上様は認められない） ※3 レシートは認められないことから、領収書を 徴取すること ※4 リース契約については、契約書の写し	添付すること
④ 備品の設置状況がわかる写真	添付すること
⑤ 通帳のコピー（表紙をめくった1枚目）	添付すること
⑥（乗用・乗合車両購入及び更新）自動車検査証記録 事項 （乗合車両購入及び更新） 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更事前届 出書（写し）	添付すること
⑦工事する箇所の元の図面・写真と完成後の図面・写真 ※ 人手不足対策事業に限る	添付すること
⑧女性従業員の配置計画書 ※ 人手不足対策事業に限る	添付すること

Ⅲ 事業実施

1 事業実施等について

- ① 対象となる経費は、令和7年4月1日（火）以降見積・発注し、令和8年1月31日（土）までに支出した経費です。
- ② 交付決定について
 - ・ 交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
 - ・ 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- ③ 補助金の支払いについて
補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額を確定し、補助額の確定通知後、支払います。

2 補助事業者の義務等

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

（1）検査への対応について

補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

Ⅳ その他の留意事項

（1）他の補助制度との併用

国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。

なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。交付決定後に過充当が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

（2）根拠書類

支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

（3）提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

補 助 事 務 Q & A

補助事務（共通）

（問１）令和７年４月１日以前に発注し、補助期間内に納入されたものは補助対象になりますか。

（答１）補助対象にはなりません。令和７年４月１日以降に見積・発注し、原則令和８年１月３１日までに納品・支払されたものが対象となります。

但し、都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和８年２月２８日までに納品が確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

（問２）補助申請書等への押印（代表社印）は必要ですか。

（答２）補助申請書、実績報告書等については、押印は不要です。但し、誓約書には必要です。

（問３）デジタル化対策において、複数の事業（デジタル運行記録システム、キャッシュレス車載機など）を合わせて自社の補助上限額を超えるように申請することは可能ですか。

（答３）可能です。その場合は、補助事業実績報告書等にそれぞれの事業内容について記載してください。補助金額は上限額までとなります。

（問４）環境対策として、エコタイヤは補助対象となりますか。

（答４）対象となりません。環境対策として対象となるのは車両購入のみとなります。

（問５）補助申請、実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

（答５）原則、期限後申請、報告は受け付けません。やむを得ない事情がある場合は、事前に事務局に相談してください。

（問６）令和７年１０月３１日までに事業終了しているもので、１１月２８日の締切に間に合わなかった場合、最終締切までに提出すれば補助を受けられますか。

（答６）原則、期限後の実績報告は受け付けません。やむを得ない事情がある場合は、事前に事務局に相談してください。

（問７）全ての事業について補助金の概算払い（事前支払い）が可能ですか。

（答７）原則、事業終了後の精算払い（実績払い）とさせていただきます。１月末時点での納品が難しい事業について、個別相談させていただければと考えています。

（問８）前年度以前にリース契約をしたものについて、今年度の支払い分も補助対象として認められるか。

（答８）認められない。リース契約については、今年度が契約初年度で、令和８年１月３１日（土）までに支払った経費が対象となります。

補助対象（車両更新）

（問９）車両購入については、新車でなければならないのですか。

（答９）中古車購入も補助対象となります。但し、令和２年度燃費基準達成車以上等の条件があります。

（問１０）EV 車等の購入に付随する充電設備の購入や付帯工事も補助対象となりますか。

（答１０）補助対象となります。但し、充電設備設置工事のみの事業では補助対象となりません。車両購入とセットで補助申請をお願いいたします。

（問１１）乗合車両について、ハイエース等以外のセダン型、JPN タクシー等、定員・車種は問わないか。

（答１１）乗合車両として運行するのであれば、車種は問わない。

補助対象（女性専用のトイレ・更衣室等の整備など）

（問１２）備品の購入は、補助対象となりますか。また、どのようなものが対象になりますか。

（答１２）女性専用のトイレ・更衣室・休憩室等の整備に伴う備品の購入については、補助対象となりますが、備品の購入のみは補助対象となりません。

備品については、ロッカー、ドレッサー、エアコンなどが対象となります。その他のものについては、協会にご相談ください。